

令和5年度  
再生可能エネルギー導入促進補助金  
(富山県)

オンライン説明会

令和5年6月26日 14時～15時  
公益財団法人 とやま環境財団

# 再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）

【令和5年度予算額（補助金分） 258,000千円】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県民や県内企業に対し、自家消費型太陽光発電設備の導入及び再生可能エネルギー熱利用設備導入に関する補助事業※を行う。

※環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」として実施

## 補助メニュー

- ①太陽光発電設備の設置  
個人：7万円/kW（上限35万円）  
事業者：5万円/kW（上限35万円）
- ②蓄電池の設置（①の付帯設備として）  
補助率3分の1（上限25万円）
- ③太陽熱利用設備の設置  
補助率3分の2（上限20万円）
- ④地中熱ヒートポンプ（0.1GJ/h以上）の設置  
事業者：補助率3分の2（上限150万円）



# <お願い>

本資料には、説明会用に概要のみを記載しています。

本補助金の申請に当たっては、

- ・ 補助金交付要綱
- ・ 申請の手引き
- ・ Q & A 集

を必ずご確認ください。

※いずれも最新のものを確認すること。

交付要綱、手引き、Q&A集はこちら

「再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）」について

[http://www.tkz.or.jp/saiene\\_hojokin/r5/index.html](http://www.tkz.or.jp/saiene_hojokin/r5/index.html)

## 再生可能エネルギー導入補助金（富山県）

太陽光発電設備、蓄電池、  
太陽熱利用設備等に対する補助

申請受付期間：

令和5年7月3日（月）～  
11月30日（木）

▼詳しくはこちら



実施機関：公益財団法人とやま環境財団 注）この事業は富山県の補助を受けて実施

# <補助対象者>

## (1) 個人の方

県内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する方。

- ・ 専用住宅、併用住宅のいずれも対象
- ・ 既築、新築のいずれも対象
- ・ 転居予定先に補助対象設備を設置する場合も対象
  - ※ ただし、実績報告の時点で同設備を設置する住宅の場所に住所を有すること（実績報告に添付する「住民票の写し」で確認します）

別荘等は対象外

こんなケースで利用できます

- ・ 現在居住している住宅に、再エネ設備を導入したい
- ・ これから新築する住宅に、再エネ設備を導入したい
- ・ これから転居を予定している中古住宅に、再エネ設備を導入したい
- ・ 自身が所有する空き家の利活用（居住※）に向けて、再エネ設備を導入したい
  - ※店舗やシェアオフィス、民泊等宿泊施設としての使用の場合は、「事業者枠」での申請が可能です。

自己所有でない建物に設置する場合は、所有者の「承諾書」を提出

# <補助対象者>

## (2) 事業者

県内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等。

自己所有でない建物に設置する場合は、所有者の「承諾書」を提出

- ・ 既築、新築のいずれも対象
- ・ 移転予定先に補助対象設備を設置する場合も対象  
ただし、実績報告の時点で同設備を設置する施設で事業を開始していること  
／近日中に事業開始を予定していること

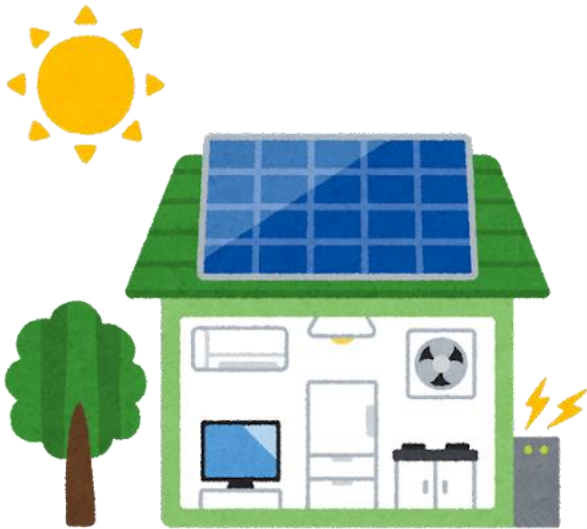
中小企業者等：県内に主たる事務所又は事業所を有する者で、次のいずれかに該当する者。

中小企業者	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
医療法人	医療法第39条に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
学校法人等	公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人
公益法人等	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
協同組合等	特別法の規定に基づき設立された協同組合等
個人事業主	青色申告を行っている個人事業主
その他	財団が適当であると認めるもの

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

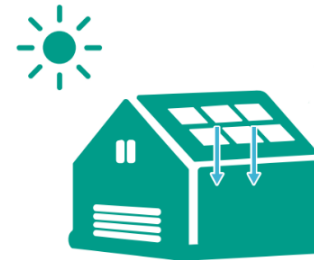
- 自己所有のもの。PPAやリースを除く
- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備は対象外



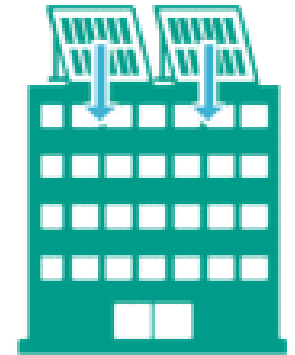
例) 住宅の屋根に設置



例) カーポートに設置



例) 自社敷地内に  
太陽光発電設備を導入



- 野立ての太陽光発電設備は対象外

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

### 補助金額

個人（住宅への設置）：7万円/kW（上限35万円）

事業者（事業所等に設置）：5万円/kW（上限35万円）



出力（kW）については、パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用して補助金額を算定してください

**ケース1）**住宅に、最大出力「4.55kW」の太陽光発電設備を設置

$$4.55\text{kW} \times 7\text{万円/kW} = 31.85\text{万円} < \text{上限35万円}$$

→ 補助金額 31.8万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

**ケース2）**住宅に、最大出力「6.5kW」の太陽光発電設備を設置

$$6.50\text{kW} \times 7\text{万円/kW} = 45.50\text{万円} > \text{上限35万円}$$

→ 補助金額 35万円

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

### 補助要件



#### ① FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。

本補助制度による太陽光発電の導入は、蓄電池との組み合わせ等による「自家消費」を主目的にしたものです。したがって、FIT制度（固定価格買取制度）またはFIP制度（市場売電価格に上乗せされる制度）による売電はできません。

なお、余剰電力が生じる場合、小売電気事業者などに相対・自由契約で余剰分を売電することは可能です。

売電の契約をしたいと考えている相手先の小売電気事業者（もしくは太陽光発電設備・蓄電池の販売メーカーなど）にご相談ください

【参考】経産省「どうする？ソーラー」 相対・自由契約で余剰電力を売電  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)



# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

### 補助要件



- ② 発電した電力のうち、自家消費する電力量が次の割合以上であること。  
住宅：30%      事業所：50%

$$\text{自家消費率（\%）} = \text{年間自家消費想定量} \div \text{年間発電想定量}$$

- ※ 発電している昼間の電力消費量が少ない場合、30%・50%を下回ることが想定されます。その場合、蓄電池を設置して夜間に利用する方法が考えられます。

新築の施設で電力使用量の実績値がない場合、

- ・類似施設（施設の建築面積が近いなど）の電力使用量の実績値を用いる
- ・導入する電気設備の台数・消費電力・負荷率・使用時間などから電力使用量を見込むなどにより消費量を想定し、その範囲で自家消費できる規模の太陽光発電設備を導入することが考えられます



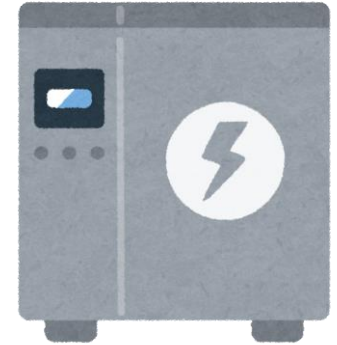
そのほか、太陽光発電設備については、交付申請に添付する書類「太陽光発電設備の設置に係る誓約書（申請者用）（施工業者時用）」に記載する事項を遵守してください。

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

太陽光発電設備と併せて蓄電池を設置する場合、その費用も補助対象

補助金額： 個人・事業者いずれも  
蓄電池の価格（設置工事費を含む、税抜）の  
3分の1（上限 25万円）



- ⚠️ 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備として導入すること  
蓄電池のみを設置する場合は、対象外
- ⚠️ 蓄電池は、パッケージシステムであること  
（定置型。可搬式や非常用予備電源は対象外）
- ⚠️ 交付要綱「蓄電池の仕様」に合致していること（[SII登録製品](#)など）
- ⚠️ 蓄電池の価格について、次の額を超えるものは対象外  
家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5万円/kWh（工事費込・税抜）  
業務用（4,800Ah・セル以上）：19万円/kWh（工事費込・税抜）

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

### 蓄電池を設置する場合

- 蓄電池の価格について、次の額を超えるものは補助対象外  
家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5万円 / kWh（工事費込・税抜）  
業務用（4,800Ah・セル以上）：19万円 / kWh（工事費込・税抜）

**補助対象となるケース）** 5 kWh・70万円の家庭用蓄電池を設置

蓄電池のkWhあたり単価：

$$70\text{万円} \div 5\text{kWh} = 14.0\text{万円} / \text{kWh} \leq 15.5\text{万円} < \text{OK} >$$

蓄電池の補助額 = 70万円 × 1 / 3 = 23.33万円 < 上限25万円

→ 蓄電池の補助金額 23.3万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

**補助対象外となるケース）** 7 kWh・110万円の家庭用蓄電池

蓄電池のkWhあたり価格：

$$110\text{万円} \div 7\text{kWh} = 15.7\text{万円} / \text{kWh} > 15.5\text{万円} < \text{NG} >$$

# <補助対象設備>

## 太陽光発電設備（自家消費型）の導入

### 蓄電池を設置する場合

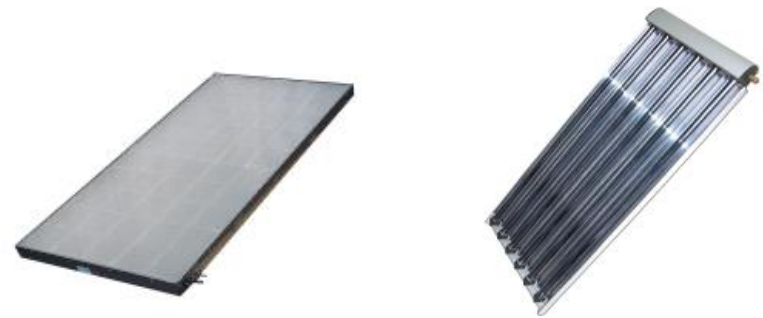
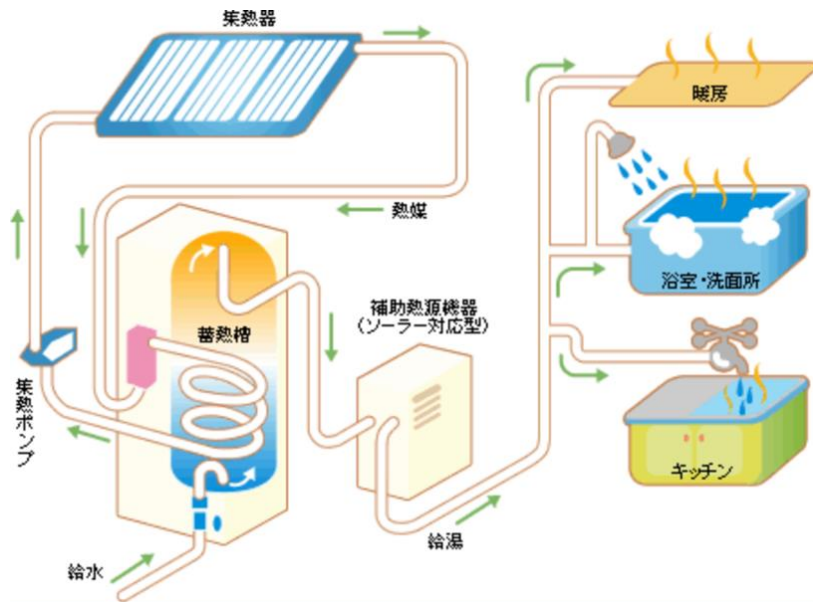
- 交付要綱「蓄電池の仕様」に合致していること（[SII登録製品](#)など）
- 蓄電池の価格について、次の額を超えるものは対象外  
家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5万円 /kWh（工事費込・税抜）  
業務用（4,800Ah・セル以上）：19万円 /kWh（工事費込・税抜）
- SIIの認証を受けていないものについては、交付要綱「蓄電池の仕様」に合致していることを確認できる資料をメーカーから取り寄せてください
- 太陽光発電設備と蓄電池を設置する場合、補助対象経費は分けて記載してください。セット価格になっている場合等の配分に関して特に規定はありませんが、双方の合計が契約金額と一致するようにしてください
- 蓄電池の目標価格（家庭用15.5万円 /kWh以下、業務用19万円/kWh以下）をクリアするために、蓄電池の工事費などを補助対象外として申請することは認められません

# <補助対象設備>

## 再エネ熱利用設備の導入

### (1) 太陽熱利用設備

太陽熱温水器、太陽熱を利用した給湯システムや給湯・暖房システム、給湯・冷暖房システム 等



平板型集熱器

真空管型集熱器



空気式集熱器

# <補助対象設備>

## 再エネ熱利用設備の導入

### (1) 太陽熱利用設備

#### 補助要件

- ・ 太陽集熱器が JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること

- ・ (一財) ベターリビングの「[優良住宅部品認定認証](#)」または(一社) ソーラーシステム振興協会の「[優良ソーラーシステム認証](#)」を受けている太陽熱利用設備は性能要件を満たします。これらの認証を受けていないものについては、メーカー等から要件に合致することを確認できる資料を取り寄せてください

- ・ 太陽集熱器(性能要件を満たす)を有するシステムであれば、曇りの日や冬季、夜間等の補助熱源として電気やガス、灯油を利用するシステム(ハイブリッドシステム等)についても対象になります

**補助金額** (個人・事業者いずれも) 3分の2 (上限20万円)

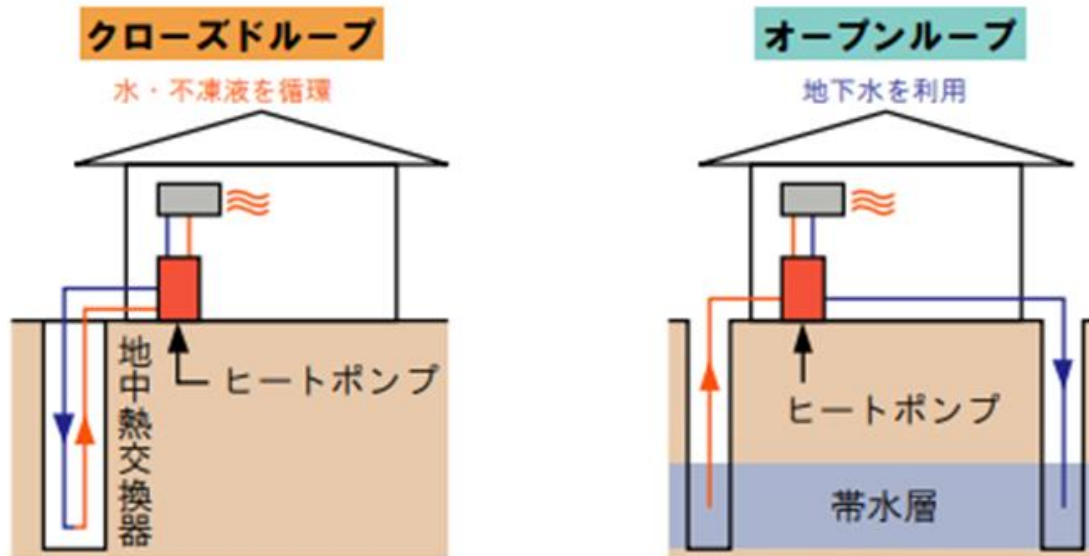
# <補助対象設備>

## 再エネ熱利用設備の導入

### (2) 地中熱利用設備 (ヒートポンプ)

地中熱 (地下水熱も含む) をヒートポンプで熱交換することにより、空調、給湯、融雪等のエネルギーとして利用するもの。(クローズドループ方式、オープンループ方式、いずれも対象)

### ヒートポンプシステム



# <補助対象設備>

## 再エネ熱利用設備の導入

### (2) 地中熱利用設備（ヒートポンプ）

#### 補助要件

- ・ 熱供給能力が温水・冷水ともに0.10GJ/h以上（24Mcal/h）  
（0.10GJ/h  $\doteq$  27.78kW）
- ・ クローズドループ方式の場合、暖気、冷温不凍液の流量を調節する機能を有すること
- ・ 設置に当たっては、県地下水の採取に関する条例その他の規制を遵守すること

- ・ ヒートポンプを使用しないシステム（融雪用ヒートパイプ等）は、本補助の対象外
- ・ 地下水利用に関わる規制  
水循環基本法、水質汚濁防止法、富山県地下水の採取に関する条例、魚津市地下水の採取に関する指導要綱、滑川市地下水の採取に関する条例、上市町地下水保全に関する条例、朝日町地下水の採取に関する指導要綱

補助金額 （事業者のみ） 3分の2（上限150万円）



# <申請にあたっての留意点>

## 1. 申請スケジュール

### (1) 申請受付期間

先着順

令和5年7月3日（月）～令和5年11月30日（木）

※ ただし、予算上限に達した場合には早期に終了します

### (2) 補助事業の実施期間

交付決定日以降※～令和6年2月15日（木）

※ 原則、交付決定日以降に事業に着手してください

### (3) 実績報告の期限

令和6年2月15日（木）（オンラインの場合）

※ 郵送で報告する場合は、提出期限が早まります（2月1日、当日消印有効）

## <注意>



- ・ 申請前に工事に着手している場合や、すでに設置工事が終わっている場合
- ・ 補助対象期間内（～令和6年2月15日まで）に事業が完了しない場合

➡ 本補助の対象外となります

# <申請にあたっての留意点>

## 2. 申請方法

6/28（水）掲載予定

- (1) ホームページから申請書類等一式をダウンロードし、  
交付申請書を作成してください。  
※ 添付書類については、申請様式（様式第1号）2ページ目の記載、  
及び「提出書類チェックリスト」で確認してください
- (2) メールあるいは郵送で、事務局まで提出してください。

### 【提出先】

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）事務局  
〒930-0005

富山県富山市新桜町4番28号 朝日生命富山ビル7階

E-mail : [toyama-saiene@bsec.jp](mailto:toyama-saiene@bsec.jp)

- ※ 申請後の連絡（修正指示、受理通知、交付決定通知など）は、原則メールで行います。
- ※ 8月頃に申請用特設サイトの開設を予定おり、以降はサイトからのオンライン申請に切り替える予定です。追ってご案内いたします。

# <申請にあたっての留意点>

## 3. 補助事業の実施期間

交付決定日以降※～令和6年2月15日

事業着手日＝ 設置工事の契約の日付  
事業完了日＝ 申請者が事業対象設備の引き渡しを受け、  
工事代金全額の支払いが済んだ時点

この間に、事業に着手、  
事業を完了してください。

実績報告書〆切：2/15

※原則、交付決定日以降に事業に着手してください。

注1 審査期間について

申請書を受理してから、交付決定の通知まで3週間程度かかります。  
(申請書類に不備・不足がある場合は、受理出来ません)

注2 やむを得ない理由があり、交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合には、交付申請と合わせてその理由を記載した「事前着手届」を提出し、受理した旨の通知を受けた以降に着手することができます。

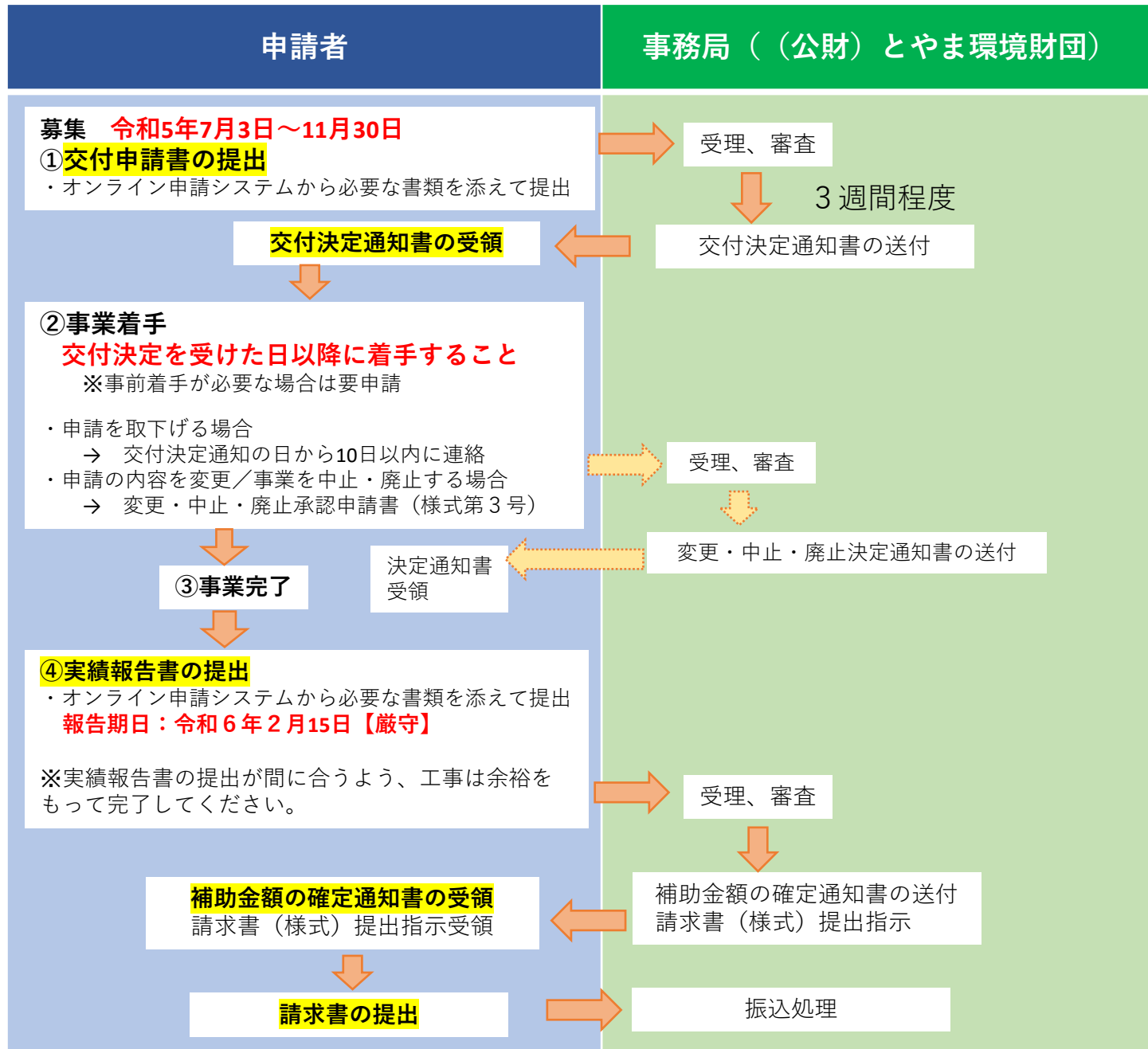
【例】早期に契約しなければ、期限内に事業が完了しないおそれがある場合。

<注意>



事前着手届を提出した場合であっても、補助金の交付が約束されるものではありません。事前着手届出後に契約・発注等をした経費であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合があります。

# 令和5年度再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）申請フロー



# 施工スケジュール例（太陽光発電設備設置の場合）

補助金申請者

施工業者

事務局

依頼

打合せ、現地調査  
仕様の決定

見積書

(電力会社)  
・接続契約申込

- 申請書類の準備
- ・交付申請書（様式1）
  - ・設置設備概要書（様式1別紙1）
  - ・見積書、費用内訳書の写し
  - ・設置場所・付近の見取り図
  - ・メーカーカタログ
  - ・誓約書（申請者用・施工業者用）

やむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する場合には、交付申請と合わせてその理由を記載した「事前着手届」を提出してください。受理通知を受けた以降に着手することができます。

申請に当たっては、補助金交付要綱、申請の手引き、Q&A集（いずれも最新のものを）を必ず確認してください。要件を満たしていない場合には、補助金の交付を受けることができません。

7/3～11/30 交付申請書の提出

受理、審査

交付決定通知書の受領

交付決定通知書

事業着手（契約、工事開始）

契約書



支払い

領収書

保証書

事業完了（工事完了）

必ず補助対象期間内（2/15まで）に事業を完了し、実績報告書を提出してください。

- 報告書類の準備
- ・実績報告書（様式5）
  - ・工事請負契約書の写し
  - ・領収書、領収内訳書の写し
  - ・保証書／取扱説明書の写し
  - ・系統連携契約を証明する書類
  - ・設置状況の写真
  - ・住民票の写し
- (電力会社)  
・接続契約締結  
・技術要件確認  
・受給開始

(~2/15) 実績報告書の提出

受理、審査

補助金額の確定通知書の受領  
請求書の提出

補助金額の確定通知書  
請求書提出指示

振込処理

# < 交付申請書 様式 >

## イメージ

### 「再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）」について

6月28日（水）  
掲載予定

#### お知らせ

- 申請様式を更新しました。（令和5年6月※日）
- 本補助金のオンライン説明会（6月26日）の開催について [開催案内はこちら \(pdf\)](#)（令和5年6月14日）
- 本補助金に関するちらし【Ver.1（令和5年6月8日版）】を掲載しました。（令和5年6月12日）
- 本補助金に関する情報を公開しました。（令和5年6月8日）

#### 概要

2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、令和5年3月に「富山県カーボンニュートラル戦略」が策定されました。今後、再生可能エネルギーの導入に向けて、住宅や事業所等への自家発電型太陽光発電設備の設置や、太陽熱・地中熱利用設備の設置促進を図っています。

#### 関連資料

補助金を申請される方は、必ずご確認ください。

- [再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱](#)  
交付要綱 [別に定める事項](#)
- [再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）交付要綱（様式・記入例）](#)

○[様式第1号（交付申請書）](#) 及び参考様式（※）一式

該当する区分・設備毎にダウンロード（Zip）してご使用ください。

[申請様式等（個人・太陽光・蓄電池用）.zip](#)  
[申請様式等（個人・太陽熱用）.zip](#)  
[申請様式等（事業者・太陽光・蓄電池用）.zip](#)  
[申請様式等（事業者・太陽熱用）.zip](#)  
[申請様式等（事業者・地中熱HP用）.zip](#)

名前	更新日
100様式第1号（交付申請書）個人・太陽光・蓄電池用.xlsx	2023/6
102費用（見積・領収）の内訳書 太陽光・蓄電池用.xlsx	2023/6
103太陽光・誓約書（申請者用）.docx	2023/6
104太陽光・誓約書（施工業者用）.docx	2023/6
111承諾書（自己所有以外の場合）.doc	2023/6
112事前着手届.doc	2023/6
チェックリスト（個人・太陽光・蓄電池用）.xlsx	2023/6

PC > ダウンロード > 10sinsei.zip >

名前

申請様式等（個人・太陽光・蓄電池用）

# < 交付申請書 記入例 >

(様式第1号)

## 令和5年度 再生可能エネルギー導入促進補助金(富山県) 交付申請書

公益財団法人とやま環境財団  
理事長 麦野 英順 様

申請日	R5.10.1
-----	---------

申請書を提出する日(システム上で提出する日。郵送による場合は投函の日。)を入力してください。

申請者	住所	〒 930 - XXXX 富山県〇〇市△△町□番地		
	氏名	(フリガナ) トヤマ タロウ		
	(法人にあっては名称)	富山 太郎		
☐ 個人	(法人のみ)	代表者職名		代表者氏名

申請者情報(住所、氏名)を記入してください。  
※ 申請時点の「住民票の写し」に記載の内容と一致すること

※法人(個人事業主を含む)の場合、「法人情報照査シート」を提出してください

再生可能エネルギー導入促進補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請する補助対象設備及び補助金交付申請額

①太陽光発電設備(別紙1)	308,000	円
②蓄電池(①の付帯設備として設置)(別紙2)	250,000	円
③太陽熱利用設備(別紙3)		円
④地中熱利用設備(ヒートポンプ)(別紙4)		円
<b>補助金申請額(①+②+③+④)</b>	<b>558,000</b>	<b>円</b>

水色のセルは、自動入力となっています。手入力は不要です。  
※別紙1、2の入力内容が反映されます。  
※蓄電池を申請しない場合、別紙2の作成は不要です。

### 2 補助対象設備について

補助対象設備を設置する建築物の所在地	富山県〇〇市△△町□番地		
補助対象設備を設置する建築物の区分①(専用住宅/併用住宅/事業所)	専用住宅		
補助対象設備を設置する建築物の区分②(新築/既築/空家の活用)	既築		
設置する 補助対象設備		設備1	設備2
	設備の区分	①太陽光発電設備	②蓄電池
	容量等	4.40 kW	5.00 kWh
	補助対象経費	1,400,000 円(税抜き)	750,000 円(税抜き)
	補助金交付申請額	308,000 円	250,000 円

補助対象設備を設置する建築物の所在地を記入してください。  
※ 申請者は、実績報告の時点で、この所在地に住所を有している必要があります  
区分①:「専用住宅/併用住宅」から選択してください。  
※ 申請者自身が居住する住宅であれば、店舗併用住宅も可。  
区分②:「新築/既築/空家の活用」から選択してください。

水色のセルは、自動入力となっています。手入力は不要です。  
※別紙1、2の入力内容が反映されます。  
※蓄電池を申請しない場合、別紙2の作成は不要です。

### 3 本申請に係る連絡先

☐申請者本人			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
☑申請者以外			
会社名・所属	〇〇設備(株)	担当者氏名	(フリガナ) タヤマ ジロウ
担当者職名	営業課長		立山 次郎
電話番号	076-XXX-XXXX	FAX番号	076-XXX-XXXX
E-mail	xxxxxxxx@xxx.jp		

本申請に係る連絡先をご記入ください。

- ・本人が申請する場合:  
申請者本人にチェック印を入れ、申請者の連絡先情報を記入
- ・申請者以外(施工業者など)が申請を代行する場合:  
申請者以外にチェック印を入れ、申請代行者の連絡先を記入

# <交付申請書 記入例>

## 誓約

私は、再生可能エネルギー導入促進補助金の申請にあたって、下記の事項について誓約します。また、誓約を遵守するほか、申請内容に関連して私宛に照会することを承諾し、照会があった場合には、誠実に回答するとともに、富山県又は公益財団法人とやま環境財団（以下「財団」という。）が必要な場合には関係機関等に調査及び確認をすることについて承諾します。なお、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や、再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱並びに補助金の手引き（以下「要綱等」という。）に反する不正等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じます。返還しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年10.95%の割合を乗じて得た額を延滞金として納入します。また、富山県や財団の求めがあった場合は速やかに情報を提供し、立入検査に応じるとともに、補助金の交付決定状況や、不正があった場合の事実等の公表について同意します。
- 3 事業に係る取得財産や経理関係書類等については、要綱等に基づき適切に整備保管、管理します。
- 4 補助事業等により取得した財産は補助金の交付目的でのみ使用することとし、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはしません。目的に反した場合は、補助金を返還します。
- 5 私は、暴力団関係者（交付要綱第4条2項1号～3号に規定）に該当しません。

上記の内容について確認し、誓約します。（☑を入れてください）

## 太陽光発電設備の添付書類

- 設置設備概要書（別紙1）
- 補助対象設備の見積書の写し、内訳書
- 設置場所及び付近の見取り図
- メーカー、型式、容量等が確認できる書類
- 太陽光発電設備の設置に係る誓約書
- （法人の場合）登記事項証明書
- その他知事が必要と認める書類

誓約内容を十分にご確認の上、「☑」を選択してください。

以下、関係書類

①太陽光発電設備	(1) 設置設備概要書（別紙1） (2) 補助対象設備の見積書の写し、費用の内訳書 (3) 設置場所及び付近の見取り図 (4) 補助対象設備のメーカー、型式、容量等が確認できる書類 (5) 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（申請者用及び施工業者用） (6) （法人の場合）登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類） (7) その他知事が必要と認める書類
②蓄電池（①の付帯設備として設置）	(1) 設置設備概要書（別紙2） (2) 補助対象設備の見積書の写し、費用の内訳書 (3) 設置場所及び付近の見取り図 (4) 補助対象設備のメーカー、型式、容量等が確認できる書類 (5) その他知事が必要と認める書類
③太陽熱利用設備	(1) 設置設備概要書（別紙3） (2) 補助対象設備の見積書の写し、費用の内訳書 (3) 設置場所及び付近の見取り図 (4) 補助対象設備のメーカー、型式、容量、性能等が確認できる書類 (5) （法人の場合）登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類） (6) その他知事が必要と認める書類
④地中熱利用設備（ヒートポンプ）	(1) 設置設備概要書（別紙4） (2) 補助対象設備の見積書の写し、費用の内訳書 (3) 設置場所及び付近の見取り図 (4) 工事箇所・内容を示した図面 (5) システムフロー図 (6) 補助対象設備の要件（能力、機能等）が確認できる書類 (7) 登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類） (8) その他知事が必要と認める書類

導入する設備の種類に応じて、関係書類を提出してください。

- 別紙〇・・・様式を使用してください。
- 次の書類については参考様式がありますので、活用してください。  
費用の内訳書  
太陽光発電設備の設置に係る誓約書（申請者用及び施工業者用）
- ExcelやWordで作ったデータはPDF形式で保存し、提出してください。そのほかの資料についてはスキャナーなどで取り込み、PDF形式で保存し、提出してください。
- 「その他知事が必要と認める書類」とは、県または補助金事務局から提出指示があった場合のみご準備ください。
- チェックリスト（交付申請用）を活用の上、不備の無いようご準備ください。

## 蓄電池の添付書類

- 設置設備概要書（別紙2）
- 補助対象設備の見積書の写し、内訳書
- 設置場所及び付近の見取り図
- メーカー、型式、容量等が確認できる書類
- その他知事が必要と認める書類

★記載漏れ、添付漏れがないか、チェックリストで確認を



# <チェックリスト>

- 「提出書類チェックリスト（交付申請用）」を活用してください
- 記入済みのチェックリストを、申請書類と一緒に提出してください

【個人・太陽光・蓄電池用】

## 提出書類チェックリスト【交付申請用】

申請者氏名 (事業者名)	
-----------------	--

### 1. 交付申請書（様式第1）

①	申請の日付は、申請を提出する日（システム上で提出する日。郵送による場合は投函の日）となっている。 ※一旦申請を提出したのち、不備・不足等があったため申請し直す場合は、申請を再度提出する日としてください。
②	申請者氏名及び住所は、申請時点の「住民票の写し」に記載の内容と一致している。 ※住民票の写しは、実績報告時に提出いただきます。（申請書に記載の住所は、住民票の写しに記載の「従前の住所」で確認します。）
③	補助金交付申請額は、別紙に記載の補助金交付申請額と一致している。
④	2ページ目「誓約」を入力（チェック）している。

### 2. (別紙1) 太陽光発電設備

①	「工事着工予定日」は、申請の日付より後の日付となっている※。 ※早期の工事着工を予定する場合は、事前着手届を添付すること。
②	「工事完了予定日」は、事業対象期間内（令和6年2月15日まで）となっている。
③	補助対象金額の金額は「税抜き」で記入している。
④	交付申請額は、各補助メニューの上限額以下の金額である。
⑤	メーカー名および型式はカタログに掲載のものと一致している。
⑥	最大出力については、太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナの低いほうの数値が採用されている。
⑦	電力消費計画について、すべての項目を記入している。（充電しない場合、年間充電想定量等に0を入力）
⑧	FIT制度（固定価格買取制度）又はFIP制度の認定を取得しない。
⑨	自家消費想定割合について、30%以上である。

### 3. (別紙2) 蓄電池（太陽光発電設備のみを申請する方は、入力不要）

①	「工事着工予定日」は、申請の日付より後の日付となっている※。 ※早期の工事着工を予定する場合は、事前着手届を添付すること。
②	「工事完了予定日」は、事業対象期間内（令和6年2月15日まで）となっている。
③	補助対象金額の金額は「税抜き」で記入している。

# 実績報告時に必要なもの

(様式第5号)

令和5年度 再生可能エネルギー導入促進補助金(富山県) 実績報告書

報告日

公益財団法人とやま環境財団

理事長 麦野 英順 様

報告者	住所	〒 -			
	氏名 (法人にあっては名称)	(フリガナ)			
	(法人のみ)	代表者職名		代表者氏名	

先に交付の決定を受けた再生可能エネルギー導入促進補助金について、補助事業が完了したので、同補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

## 1 補助金の交付決定の内容

補助金の交付決定	通知年月日	年 月 日
	通知番号	と環財第 号

## 以下、関係書類

①太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置にかかる工事請負契約書の写し</li> <li>(2) 補助対象設備の設置にかかる領収書及び領収内訳書の写し</li> <li>(3) 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し</li> <li>(4) 系統連携契約を証明する書類の写し</li> <li>(5) 補助対象設備の設置状況を示す写真</li> <li>(6) (個人の場合) 住民票の写し</li> <li>(7) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
②蓄電池(①の付帯設備として設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置にかかる工事請負契約書の写し(①と重複する場合は省略)</li> <li>(2) 補助対象設備の設置にかかる領収書及び領収内訳書の写し(①と重複する場合は省略)</li> <li>(3) 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し(①と重複する場合は省略)</li> <li>(4) 補助対象設備の設置状況を示す写真</li> <li>(5) (業務用の場合) 蓄電池設備設置届の写し(消防署の受付印等があるもの)</li> <li>(6) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
③太陽熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置にかかる工事請負契約書の写し</li> <li>(2) 補助対象設備の設置にかかる領収書及び領収内訳書の写し</li> <li>(3) 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し</li> <li>(4) 補助対象設備の設置状況を示す写真</li> </ul>

様式第5号、チェックリスト(実績報告用)でご確認ください

### ①太陽光発電設備の添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・領収書及び領収内訳書の写し
- ・保証書(又は取扱説明書)の写し
- ・系統連系契約を証明する書類の写し
- ・補助対象設備の設置状況を示す写真
- ・(個人の場合) 住民票の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

### ②蓄電池の添付書類(①と重複時は省略可)

- ・工事請負契約書の写し
- ・領収書及び領収内訳書の写し
- ・保証書(又は取扱説明書)の写し
- ・補助対象設備の設置状況を示す写真
- ・(業務用の場合) 蓄電池設備設置届の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

# <注意事項>



## (1) 補助金の二重交付はできません！

本補助事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」として実施します。申請経費について、本補助金の他の国庫補助事業を併用することはできません。

二重交付が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

併用できない補助金（国庫補助）

例) 【経産省】 【環境省】 ZEH補助金  
【国土交通省】 こどもエコすまいる支援事業

併用可能な補助金（国の財源以外で実施される補助）

例) 【高岡市】 住宅用太陽光発電高度利用促進補助  
【射水市】 太陽光発電システム設置補助金（住宅用）  
【南砺市】 住宅用太陽光発電システム設置補助金  
【上市町】 ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金

R5.6.14時点

※ 本補助金のホームページ内に、関連補助金の情報を掲載しています（随時更新）

# <注意事項>



## (2) 補助金の返還等

書類に虚偽があった場合、不正な手段による申請があった場合、交付要綱等に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求める場合があります。

## (3) その他

- ・ 設備設置後は、適切な自主点検及び維持管理を実施し、適正に使用してください。
- ・ 証拠書類（交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等）を5年間保管してください。
- ・ 取得単価が50万円以上の設備については、法定耐用年数が過ぎるまで、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

### <法定耐用年数>

太陽光発電設備：17年      蓄電池：6年

太陽熱利用設備：15年      地中熱ヒートポンプ：15年

（ただし、事業者においては、個別の設置状況により異なる場合があります）

※ 法定耐用年数以内に次の事象が発生する場合は、手続きが必要になりますので、事前に相談してください。

転用（目的外使用）    譲渡（所有者の変更）    交換（他人所有の他の財産と交換）

貸付（所有者の変更を伴わない使用者の変更）

取壊し（使用を止め、取り壊す）    廃棄（使用を止め、廃棄処分）

# ご清聴ありがとうございました

本補助事業に関するご質問につきましては、オンラインで受け付けております。

以下の入力フォームからお問い合わせください。

事務局の確認後、約1週間をめぐりにメールにて回答いたします。

【質問フォームは[こちら](#)】